

議第 1 号

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、別紙のとおり報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表するため提案するものである。

平成20年9月18日提出

山形県教育委員会

教育長 山 口 常 夫

(平成20年9月県議会定例会)

平成19年度

「教育に関する事務の管理及び執行状況」
の点検及び評価報告書 (案)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条の規定に基づき議会に提出

山形県教育委員会

1 教育委員会の活動状況

山形県教育委員会の活動状況

1 教育委員会の開催

(1) 山形県教育委員会会議規則（昭和35年4月教育委員会規則第4号）により、毎月1回定例会を開催することとしているほか、委員長が必要と認めた場合において、臨時会を開催することとしている。

(2) 教育委員会会議については原則公開としているが、報道機関以外の傍聴者が少なかったことから、ホームページ等による会議開催予定及び傍聴手続等の周知を検討する。

(3) 教育委員会会議の内容について、平成19年度より、県ホームページに会議の概要及び会議資料（秘密の議決があった議案を除く）を公開し、県民の理解が得られるよう努めた。なお、平成19年度の開催状況は以下のとおり。

4月定例会（19.4.19）

○議事

- (1) 平成19年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
- (2) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

5月定例会（19.5.24）

○報告

- (1) 村山地区に新設する特別支援学校の校名について

○議事

- (1) 山形県文化財保護条例第4条の規定に基づく有形文化財の指定について
- (2) 山形県文化財保護条例第5条の規定に基づく山形県指定有形文化財の指定の解除について

- (3) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について

- (4) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について

- (5) 山形県立博物館協議会委員の委嘱（任命）について

6月定例会（19.6.14）

○報告

- (1) 子どものいのちを守る強化月間について

- (2) 公立学校施設の耐震改修状況調査結果について

- (3) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成20年度使用教科用図書について

○議事

- (1) 平成20年度山形県立高等学校の入学者募集について

- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見について
7月定例会（19.7.24）

○報告

- (1) 山形県立高等学校並びに山形県立特別支援学校の高等部における平成20年度使用教科用図書について

- (2) 平成19年度第1回山形県世界遺産学術研究会の概要について

○議事

- (1) 職員の人事に係る臨時専決処理の承認について

- (2) 教職員の人事について

- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見に係る臨時専決処理の承認について

- (4) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成20年度使用教科用図書の採択について

8月定例会（19.8.27）

○報告

- (1) 平成19年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

○議事

- (1) 博物館法第12条の規定に基づく博物館の登録について

- (2) 山形県立高等学校並びに山形県立特別支援学校の高等部における平成20年度使用教科用図書の採択について

9月定例会（19.9.13）

○報告

- (1) 第34回東北総合体育大会の結果について

- (2) 第62回国民体育大会山形県選手団の概要について

- (3) 教育委員会関連平成19年度9月補正予算（案）の概要について

○議事

- (1) 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- (2) 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- (3) 平成19年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について

- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見について

- (5) 平成20年度公立学校教職員人事異動方針について

10月定例会 (19.10.25)

○報告

- (1) 全国学力・学習状況調査の結果について
- (2) 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会報告について
- (3) 第62回国民体育大会の結果について

○議事

- (1) 平成19年度山形県教育功労者表彰被表彰者の一部変更に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成20年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
- (5) 平成21年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

11月定例会 (19.11.26)

○報告

- (1) 高島高校女子生徒遺族の記者会見について
- (2) 平成20年度3月高等学校卒業予定者の就職内定状況 (10月末現在) について
- (3) 平成20年度山形県公立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜実施校の募集人員等について
- (4) 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例に係る指針について

○議事

- (1) 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令の制定について
- (5) 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 山形県教育委員会職員倫理規程の制定について
- (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

12月定例会 (19.12.20)

○報告

- (1) 民間人校長の登用について

○議事

- (1) 山形県文化財保護条例第20条の規定に基づく無形文化財の指定について
- (2) 山形県文化財保護条例第31条の規定に基づく史跡の指定について
- (3) 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則の制定について
- (5) 山形県教育委員会の職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令の制定について

いて

- (6) 山形県立博物館協議会委員の解雇について
- (7) 教育委員会職員の人事について
- (8) 教職員の人事について

1月定例会 (20.1.24)

○報告

- (1) 世界遺産暫定リスト候補資産提案資料について
- (2) 平成20年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (3) 第26回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会山形県選手団の成績等について

○議事

- (1) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (3) 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- (4) 山形県スポーツ振興審議会委員の委嘱 (任命) について

- (5) 教職員の人事について

2月定例会 (20.2.18)

○報告

- (1) 「平成20年度学校教育指導の重点」について

○議事

- (1) 財団法人の解散の許可について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

3月定例会 (20.3.16)

○報告

- (1) 山形県立青少年教育施設のあり方 (報告) について
- (2) 村山特別支援学校の開設準備状況について

- (10) 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- (11) 山形県教育委員会職員人事に関する手続規程の一部を改正する訓令の制定について
- (12) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (13) 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- (14) 山形県教育委員会教育長の給料月額決定について
- (15) 教職員の人事について

2 教育懇談会の開催

県教育委員が、教育関係者をはじめ県民から幅広く意見を聴き、教育現場の実情把握に努め、それらを教育施策に反映させることを目的として開催した。

- (1) 置賜地区 (19. 9. 5)
 - ① 学校訪問 (県立長井工業高等学校、長井市立長井北中学校)
 - ② 置賜地区中学校教員と意見交換
- (2) 村山地区 (19. 11. 16)
 - 地区の小・中学校教員と意見交換

3 教育委員協議会の開催

当面する検討課題等について意見交換を行った。

- (1) 学校教育におけるコミュニケーション力の育成について (19. 7. 11)
- (2) 「魅力ある教師づくりのためのゆとり創造調査」について (19. 8. 2)
- (3) 教育関連三法の改正について (19. 10. 10)
- (4) 学習指導要領について (19. 10. 10)
- (5) 「山形県公立高等学校入学選抜方法の改善について(報告)」の内容について(19. 12. 13)
- (6) 第5次山形県教育振興計画について (19. 12. 13)
- (7) 「C」改革について (20. 1. 9)

- (3) 平成19年度山形県産業教育審議会について
 - (4) 第63回国民体育大会冬季大会等の県選手団結果について
- 職事
- (1) 指導改善研修に関する規則の設定について
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の一部を改正する訓令の制定について
 - (6) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の特例の一部を改正する訓令の制定について
 - (6) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令の制定について
 - (7) 財団法人の解散の許可について
 - (8) 社団法人の解散の許可について
 - (9) 教育委員会職員人事について
 - (10) 教職員の人事について
 - (11) 山形県教育委員会教育長の任命について
- 3月臨時会 (20. 3. 28)

○報告

- (1) やまがた教育「C」改革の在り方について (中間報告書)
- (2) 少人数教育の在り方について (中間報告書)

○職事

- (1) 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (9) 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

2 教育委員会の事務の点検・評価

(重点項目) 一人ひとりの個性と世界に通じる能力を伸ばす質の高い教育の展開

1 自主性や社会性を育み、確かな学力を身につける質の高い教育の展開

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1)「いのちの教育」の推進</p> <p>第5次山形県教育振興計画の柱に据えた、「いのちの大切さと生き方等について学ぶ「いのちの教育」を学校・家庭・地域で推進する。</p> <p>① 指導資料「いのちの教育」を活用し、「いのち」(生命尊重、自尊感情等)を大切にすることを育む。</p> <p>② 「いのちの教育」推進会議を中心に、PDCAの手法を取り入れた体系的実践的な「いのちの教育」の推進を図る。</p> <p>(いのちの教育推進会議→指導資料等への反映と教育の実践→推進部会による実施状況の検証→推進会議へのフィードバック→次年度計画への反映)</p> <p>③ 推進会議の提言に基づき、実践事例や学校における進め方、地域、家庭の連携の仕方等を盛り込んだ副読本の機能を併せ持つ「いのちのブック」を作成する。</p> <p>④ いのちの教育サポーターを募集し地域や学校で支援活動を行う。</p> <p>⑤ 「子どもをいのちを守る強化月間」を実践的に活かす取り組みとして児童生徒が主体的にいじめ防止に取り組み活動等への支援を行う。</p>	<p>① 「いのちの教育」等の指導資料に基づく授業を実施</p> <p>② 推進会議を4回実施</p> <p>「いのちのブック」の編集内容及び「いのちの教育」のより一層の推進策を検討</p> <p>③ 7月より「いのちのブック」の編集方針を確認し、3月に完成、送付</p> <p>④ 各教育事務所毎に「いのちの教育サポーター」を育成し、27名のサポーターが各所で活躍</p> <p>⑤ 「いのちを守る強化月間」において各校でチェックを行い、その結果をもとに再点検を実施</p> <p>児童生徒主体のいじめ防止活動を実践し、いじめ撲滅の機運が向上</p>	<p>「学習に対する意識等調査(小学校5年生対象)(県単独調査)で、「どんなことでもできるよくなるまで努力していますか」との設問への肯定的な回答割合: 68% (参考)平成18年度実績: 6.5%</p>	<p>未達成</p> <p>67%</p> <p>・目標値には至らなかったが、一定程度、事業推進の効果が反映された。</p>	<p>「いのちの教育」は5教育の柱であり、今後更に「いのちの教育」推進会議を中心に、「いのちのブック」の一層の活用や、「いのちの教育サポーター」の充実を図りながら、やまがた教育「C」改革を推進軸として、引き続き、コミュニケーション・スキルの教育も取り入れながら「いのちの教育」の普及を図っていく。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(2) 少人数教育の推進と効果検証</p> <p>少人数教育を推進し、児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導や温かい人間関係づくりを通じて、学習への関心・意欲を高め、学力の向上や不登校の減少を図るほか、少人数教育の効果検証にも取り組む。</p>	<p>年3回にわたる少人数教育再構築会議を開催し、効果検証を進め、中間報告書のとりまとめを実施</p>	<p>① 「学習に対する意識等調査(小学校5年生対象)」で、「よくなる」・「大体わかる」との回答の割合：76% (参考) 平成18年度実績：67%</p> <p>② 少人数教育再構築会議において21年度実施に向けた新プランへの方向性の提示</p>	<p>① 未達成 67%</p> <p>・実践事例集の作成や研修会の実施により、県内の優れた取り組みを普及することとで指導方法の改善を図った。</p> <p>② 達成</p> <p>・新プランへの方向性を提示した中間報告書を作成、各小中学校へ送付することにより、今後の少人数教育の在り方の方向性を示した。</p>	<p>やまがた教育「C」改革の推進により、「心が通い合う教育」を実現し、子ども一人一人に応じた教育の充実、不登校の減少等に努めていく。</p> <p>市町村教育委員会や校長会から意見を聴取し、少人数教育再構築会議の協議資料として活用しながら、検証結果をもとに少人数教育の在り方を検討していく。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(3)「社会力」の育成等</p> <p>① 社会生活の基礎となるコミュニケーションを進めるとともに、学校、家庭、地域におけるコミュニケーション活動の具体的展開を図る。</p> <p>② 青少年の「社会力」を育成するためには、様々な体験活動を通じて、多くの人や社会と関わる機会を設けることが重要であることから、「山形方式」と呼ばれる地域単位の青少年ボランティア活動の充実を図る。</p>	<p>① 初等教育コミュニケーション研究会中間報告書を作成し、3月25日に教育長へ提出。4月中旬に県内公立全小・中学校へ送付</p> <p>② 地域貢献活動情報センターの設置による地域青少年ボランティアサークルの普及促進</p>	<p>① 戦略的取組み方針の決定と具体的コミュニケーション活動への着手</p> <p>② 県内で活動する地域青少年ボランティアサークル新規4団体の増加</p>	<p>① 達成 ・コミュニケーションの視点から学校経営の見直しに着手</p> <p>② 達成 ・ボランティアサークル新規5団体の増加 ・各地域貢献活動情報センターでの事業推進の結果、目標を上回る成果があった。</p>	<p>① やまがた教育「C」改革の推進により、「コミュニケーション活動の展開、学校経営見直しの具休化を図り、各学校における取組の推進を図っていく。</p> <p>② ボランティア活動は、他者との関わり合いの中で社会力を高める場であり、今後、「YYボランティアセミナー（中高生対象のボランティアセミナー）」の実施などにより、地域青少年ボランティア活動のさらなる活性化を図っていく。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>③ 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培い、社会の一員としてより良く生きるための土台をつくる重要な時期であることから、「家庭」、「幼稚園・保育所等」、「地域」が一体となって、共に育む(幼児共育)取組みを推進する。</p>	<p>③ 幼児共育講座の開催 幼稚園37ヶ所、保育所85ヶ所、計122ヶ所</p>	<p>③ 幼児共育講座を 130ヶ所で開催</p>	<p>③ 未達成 ・「幼児共育」講座を122箇所で開催 ・各幼児施設の諸事情により目標数値を下回った。</p>	<p>③ 幼児共育の講座展開は20年度より「幼児共育ふれあい活動」事業に移行し、親子のふれあい活動の実践を通して子どもたちの社会力を育んでいく。 また、3カ年の取組みのデータを基に、「幼児共育アクションプログラム」の策定を行い、幼児共育の実践に繋げる。</p>
<p>④ 放課後や週末における子どもたちの安全で健やかな居場所を確保し、地域に根ざした総合的な放課後対策を図るため、「放課後子どもプラン」を推進する。</p>	<p>④ 年3回の推進委員会、年2回のコーディネーター研修会を開催、3月末現在の「放課後子ども教室」の実施ヶ所数は92ヶ所</p>	<p>④ 「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」のいずれかが開設されている小学校区の割合：65%</p>	<p>④ 達成 ・「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」のいずれかが開設されている小学校区の割合： 66.3%</p>	<p>④ より多くの小学校区での実施をめざすとともに、コーディネーター研修会等を通じて、さらに地域と学校の連携を進め、放課後子ども教室では、子どもが活動プログラムを選択できるなどの質的な向上を図っていく。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(4) 食育の推進</p> <p>食を通じて人や自然に感謝する心を育て、また人として社会に関わるための当然の作法を身につけさせるなど、生きていくために必要な事柄を食に結び付けて指導し、学校から子どもたちへ、家庭へ、そして地域へ食育の輪を広げていく。</p> <p>① 幼稚園から高等学校まで配布 (H18) した食育体系指導書を活用し、幼稚園には普及・啓発を、学校では学校栄養士や教員が給食の時間や各教科の授業において食育指導を行う。</p> <p>② 17年度から制度化された栄養教諭を学校現場に配置し、学校、家庭、地域が連携した食育活動の推進を図るとともに、給食等にも地場産物を積極的に活用し、地域が見える手触り感のある食育を推進する。</p> <p>③ 朝食の欠食、孤食の増加等といった不適切な食習慣や家庭内のコミュニケーションの欠如に鑑み、農林水産部と連携しながら、食育活動を通してそれらの改善を図るとともに、学校における「家族団らんの日」の実施に向け普及・啓発を進める。</p>	<p>①・食育担当指導主事会議、栄養教諭・学校栄養士等研修会において、食育体系指導書の市町村への活用指導・各学校へ食育の普及啓発資料配布</p> <p>・小中学校では、学校給食を中心に様々な取組みを実施。幼稚園でも、幼児共育等における取組みあり。高校では、家庭科の授業等を利用し実施</p> <p>② 栄養教諭4名を各地区の小学校に配置し、配置校では食育推進組織を立ち上げ、教職員の連携強化や給食試食会等を実施</p> <p>③・各学校へ「家族団らんの日」普及啓発資料を配布・「家族団らんの日」を一層推進するため、県立学校へ一斉退校日設定の通知(平成20年度開始)</p>	<p>①-1 幼稚園から高校までの食育体系指導書を活用した食育活動の実施</p> <p>①-2 食育の内容を含む幼児共育講座130ヶ所の実施</p> <p>②-1 栄養教諭配置校(拠点校)における食育推進組織の立ち上げとモデル化</p> <p>②-2 栄養教諭の市町村食育推進計画策定への参画と計画実施</p> <p>②-3 栄養教諭の現員数5名以上の新規配置に向けた採用</p> <p>③ 学校における「家族団らんの日」の実施</p>	<p>①-1 達成 ・食育体系指導書を活用した食育活動を実施</p> <p>①-2 未達成 ・122箇所における実施</p> <p>②-1 達成 ・栄養教諭配置校で食育推進組織立ち上げ完了</p> <p>②-2 達成 ・配置した4市町で食育推進計画策定に参画</p> <p>②-3 達成 ・栄養教諭の7名の新規採用</p> <p>③ 達成 ・学校における「家族団らんの日」実施</p>	<p>①-1 小・中学校では、学校の実情に応じた食育が展開された。今後は、幼稚園・高校における食育の一層の推進を図っていく。</p> <p>①-2 食育を県民運動として推進するとともに、「幼児共育アクションプログラム」に食育を位置づけ普及促進する。</p> <p>②-1 教職員が一体となって食育に取り組むことにより、家庭・地域への普及・啓発を加速する。</p> <p>②-2 地域における食育を一層推進する。</p> <p>②-3 7名の新規採用により、学校・地域における食育を一層推進する。</p> <p>③ 更なる「家族団らんの日」の推進等を通じ親への食育啓発も同時に図る。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(5) 特別支援教育の推進</p> <p>障がいのある児童生徒に対する教育は、中央教育審議会の答申等を踏まえ、従来の特別な場で教育を行う「特殊教育」から、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行う「特別支援教育」に転換が図られてきていることから、本県の現状と課題を踏まえた将来的な本県の特別支援教育の在り方についての検討会を設置し、「特別支援教育推進プラン」を策定する。</p> <p>また、小・中学校全校で指名された特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施し、通常の学級における配慮ある指導の推進に努める。</p>	<p>① 8月より5回にわたる「特別支援教育の在り方検討会」を開催し、検討会からの提言を受領。</p> <p>② 校章作成作業部会を4回、教育課程等作成作業部会を5回開催。3月に開催した県立村山特別支援学校開校準備委員会において、教育課程案等を決定して開校準備を完了</p>	<p>① 「特別支援教育推進プラン」(仮称)の策定</p> <p>② 村山養護学校(仮称)の平成20年度開校に向けた準備完了</p>	<p>① 未達成 ・年度内に検討委員会の提言を受けたが、次年度に策定</p> <p>② 達成 ・開校準備完了</p>	<p>① パブリックコメントを経て、平成20年9月までに県の「特別支援教育推進プラン」を策定し、プランに基づき施策に取り組む。</p> <p>② 平成20年4月、村山特別支援学校及び村山特別支援学校楯岡校を開校予定。(小・中学部、高等部合わせて54名が在籍予定)児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていく。</p>
<p>(6) 私学の教育条件の向上</p> <p>私立の幼稚園・高等学校の教育条件向上に向け、各学校等が行う「教員の資質向上」、「国際化推進」、「きめ細やかな学習指導(保育)」等のための特色ある取り組みに対し助成を行う。</p>	<p>私立幼稚園・高等学校の「特色ある取り組み」実施に対して助成</p>	<p>私立幼稚園の「特色ある取り組み」実施率：92%</p>	<p>達成 ・私立幼稚園の「特色ある取り組み」実施実績：99% (87園中86園)</p>	<p>各学校等の特色ある取組みの促進を図っていく。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(7) 高等学校の再編整備 少子高齢化、国際化、情報化などの社会の変化や、産業・就業構造の変化と生徒の進路意識の変化など、新しい時代に対応した高校教育改革を実現するため、「県立高校教育改革実施計画」に基づき、高等学校の再編整備を推進する。また、県関係部局と連携し、生徒の交通手段の視点を入れた再編に努める。</p> <p>① 酒田新高校（仮称）の開校に向けて、準備を進める。 ② 再編整備計画に基づき、北村山地区の県立高校の再編整備について検討する。 ③ 連携型中高一貫教育の実践を踏まえ、新たな中高一貫教育の在り方について検討する。</p>	<p>①・構想検討委員会の開催 ・教育基本計画策定委員会の開催 ・構想検討委員会「報告書」作成 12/21 ・酒田新高校に係る地域説明会の開催 3/15 ・「教育基本計画」策定 3/28 ②第3回～第5回の検討委員会を開催し「報告書」作成 2/15 ③ 第3回～第5回の検討委員会を開催し「報告書」作成 1/30</p>	<p>① 酒田新高校（仮称）の開校準備 ② 北村山地区の高校再編整備に係る検討委員会「報告書」の作成 ③ 中高一貫教育に関する検討委員会「報告書」の作成</p>	<p>① 達成 ・計画通り開校準備が進捗 ② 達成 ・2/15「報告書」作成 ③ 達成 ・1/30「報告書」作成</p>	<p>引き続き、地域との十分な話し合いを行いながら、平成20年度は、次の取り組みを行っていく。 ① 酒田新高校(仮称)開校整備委員会の設置、開校準備スケジュールの作成 ② 北村山地区の高校再編整備計画の策定 ③ 中高一貫教育に係る設置構想の策定</p>
<p>(8) 県立学校施設等の耐震改修 ① 児童生徒の安全確保、及び災害時における避難所としての役割などの観点から、県立学校施設の耐震診断と耐震改修を計画的に進め、早期完了を目指す。 ② 市町村立学校（小、中、高）及び私立学校の学校施設についても、耐震診断・耐震改修の促進を働きかける。</p>	<p>①・予定していた12棟の耐震補強工事を全て完了 ・実施する必要がある耐震診断は全て完了 ②・市町村へは説明会また文書で耐震化を要請</p>	<p>県立学校施設の耐震化率：62%。</p>	<p>達成 ・県立学校施設の耐震化率：63.5%</p>	<p>「山形県県有施設耐震改修実施計画」に沿って、着実に耐震化に取り組み、早く。また、市町村立学校の耐震化の促進に向けて働きかけていく。</p>

2 長所を伸ばし、時代を先駆ける力を高める教育の展開

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1) 英語コミュニケーション能力の育成</p> <p>国際化の進展にあわせ、「英語が使える人材」の育成強化を図るため、小中高一貫した英語教育を基本方針とし、英語コミュニケーション能力の更なる向上に努める。</p> <p>① 県内10の小学校を拠点校に指定し、学習プログラムの実践や公開授業等を通して、小学校段階からの英語活動の充実を図る。</p> <p>② 小学校教員(約20名)を対象にした英語活動指導者の養成研修、及び中学・高校の英語教員を対象とした実践的英語研修を行う。</p> <p>③ 中学・高校生英語キャンプを実施する等、実践的な英会話能力の向上を図るほか、英語検定合格者増加への取組みを強化する。</p>	<p>① 10月からの小学校英語活動に関するプログラム実践の成果を2月25日の第2回連絡協議会で発表。この連絡協議会を公開したところ、県内の小学校、教育委員会から30名が参加</p> <p>② 小学校英語活動指導者養成研修を3回実施。中学・高校の英語教員を対象とした実践的英語研修をそれぞれ3日間ずつ実施</p> <p>③ 中学生英語キャンプ中学生22名が参加。高校生英語キャンプ97名参加</p>	<p>英語検定2級合格者数の増加(前年度を上回る合格者数)</p>	<p>達成</p> <p>・英語検定2級合格者 平成19年度(カッコ内)は平成18年度受検者1,372名(1,248名)合格者284名(254名)</p>	<p>引き続き英語キャンペーン等を通じ、実践的な英語コミュニケーション能力の向上に取り組む。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(2) 高い志を持つ生徒の自己実現に向けた支援 医学部等理数系難関進路希望の実現に向けた支援等、生徒一人ひとりの希望や能力・適性等を活かした指導を通じて学力の充実を図り、理数学部を中心とした大学進学者数の増加を図る。</p>	<p>・「スパー医進セミナー(高校生1年生対象)」→115名参加。英数の集中講義、医学部学生による講演会 ・「スパー医進セミナー(高校生2年生対象)」→91名参加。英数科の集中講義</p>	<p>現役での医学部医学科合格者の増加(30名の達成)</p>	<p>未達成 ・現役での医学部合格者数23名(参考) 平成18年度19名</p>	<p>キャリア教育等を通じて、高い志の実現に向け指導しているところであり、特に、スパー医進セミナーによる学力の充実を図るとともに、高校の理数科対象に理数系活性化事業を行い、難関理数学部への進学者増を図っていく。</p>
<p>(3) 競技スポーツの振興 オリンピックや国際大会、全国大会で活躍できる選手を育成するため、競技団体へのスポーツ医・科学の導入支援、スポーツタレント発掘などジュニア期からの一貫指導体制をとる競技団体の拡大等を通して、競技力の更なる向上を図る。</p>	<p>・スポーツ医・科学診断、測定に基づくトレーニングの実施拡大 ・一貫指導体制を導入する競技団体の拡大</p>	<p>① 国体天皇杯 順位：全国20位 台中位以上 ② 国体参加団体40団体(40競技種目)のうちスポーツ医・科学導入15団体、一貫指導体制の導入20団体</p>	<p>① 未達成 ・第62回国民体育大会天皇杯第33位 ・入賞数は前回並みだが、団体競技での得点が少なかった。 ② 達成 ・スポーツ医・科学の導入団体は18団体、一貫指導体制の導入団体は22団体</p>	<p>① 今大会での結果を分析して次大会に生かすとともに、スポーツタレント発掘事業によりジュニア層からの強化策に取組む。 ② スポーツ医・科学及び一貫指導体制については、導入可能な競技団体すべてにおいて導入されており、今後の推進対策として、スポーツタレント発掘事業などと連携強化の取組みを検討していく。</p>

3 「学び、考え、実践する」実学精神を養成する教育の展開

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1) キャリア教育の推進</p> <p>望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する。</p> <p>① 児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進に向け、17・18年度策定の小中高教員研修プログラムに基づき教員研修を行う。</p> <p>② 働く喜びや厳しさを学び、学習意欲の向上に結びつけるため、中学校において、5日間連続した職場体験を実施する。</p> <p>③ キャリア教育の視点から教育活動を見直し、高校3年間の体系的な進路シラバスの作成に取り組む。</p> <p>④ 地域の企業等と連携しながら、高校での就業体験の充実を図るとともに、専門知識・技能の習得に取り組む。</p>	<p>① 教育センターにおいて新研修プログラムによるセミナーを開催</p> <p>② 連続5日間の職場体験を15市町村68校で実施</p> <p>③ 進路シラバスモデル4校で実践するとともに全ての高校で進路シラバス作成</p> <p>④ 高校での就業体験(インターシップ)の充実</p> <p>県立36校(専門・総合学科86学級、普通科23学級)で実施</p> <p>・教員による企業訪問(対象校41校)</p> <p>1,897社を訪問(H18年度1,299社)</p> <p>・専門知識技能の習得各種技能検定(2級以上の取得)へ受験</p>	<p>① 新教育研修プログラムによる小・中・高教員の研修実施</p> <p>② 連続5日間の職場体験を中学校68校で実施</p> <p>③ 18年度進路シラバス作成モデル高校(4校)での実践への取り組みと全校での進路シラバス作成</p> <p>④ 就職内定率の向上と、高度な技能検定資格取得者数の増加</p>	<p>① 達成 ・研修実施</p> <p>② 達成 ・68校で実施</p> <p>③ 達成 ・モデル校での実践と全校でのシラバス作成実施</p> <p>④ 達成 ・就職内定率：平成20年3月卒業者：97.7% (平成19年3月卒業者：96.9%、 ・各種技能検定(2級以上の取得)12人(平成18年度：10人)</p>	<p>① 20年度は、小学校教員30名を対象として実施する。</p> <p>② 生徒のキャリア形成に対する意欲を更に高めていく。</p> <p>③ 20年度は、モデル校での実践を踏まえながら各校で作成したシラバスをもとに、すべての県立高校で実施する。</p> <p>④ 地域企業等との連携の一層の推進、専門知識・技能の習得を図る。</p>

4 教員の資質を高める仕組みづくり

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1) 教員研修の充実</p> <p>① 研修体系全般を見直すとともに、公立・私立学校合同による教員研修に取り組むほか、校内組織の活性化や学校目標の達成に向けたスキルアップのための研修を行う。</p> <p>② 教員が自らを振り返り、また学校現場を主体に倫理観を向上させるための実践的研修を早急に計画し実施する。</p>	<p>①・教員研修体系検討委員会で、中堅研修(30歳代後半)・校内研修の強化、また事務職員研修の新設のほか、「総合的な人間力」向上を目指す新研修体系モデル案を策定</p> <p>・県内の小・中学校8校において各校4回ずつ授業実践アドバイザーを派遣</p> <p>・指導力向上地区別講習会を各教育事務所で4回ずつ実施(1,605人参加)。</p> <p>②・教職員資質向上推進委員会の活動として、県立学校で毎月1回の「学校一斉退校日」の設定(平成20年度より適用)等を実施</p> <p>・教職員個々の意識改革に向けた取り組みとして、倫理高揚のため県教育センターにおいて研修体系の見直し(平成20年度より適用)を実施</p> <p>・各学校で校内倫理委員会を開催し、学校を主体とする研修計画の検討を行った。</p>	<p>① 研修体系全般の見直し検討</p> <p>② 教員懲戒処分件数の対前年度減少</p>	<p>① 達成 ・新研修モデル案を策定</p> <p>② 達成 ・教員懲戒処分件数3月末で17件(前年同月末34件)</p>	<p>① 教育センターにおける研修等を実施し、さらによりよい研修となるように検証を進める。</p> <p>② 引き続き減少に努める。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(2) 教員評価・学校評価の拡大</p> <p>① 教員が課題を的確に把握し、意欲的に自己啓発や指導力向上に取り組み契機となるよう、教員評価の試行拡大と検証を行う。</p> <p>② 生徒による授業評価や学校評議員・保護者等による学校評価の取組みを充実する。</p>	<p>① 国の研究業務委託校7校を除く全ての県立学校において教員評価を実施 (H18年度 46.2%)</p> <p>②-1 全ての県立高校において生徒による授業評価を実施</p> <p>②-2 全ての県立高校において学校評議員・保護者等による学校評価を実施 (H18年度 100%)</p>	<p>① 国の研究業務委託校7校を除く県立学校における教員評価実施校割合：100% (H18年度 46.2%)</p> <p>②-1 県立高校における生徒による授業評価実施校割合：100% (H18年度 77.6%)</p> <p>②-2 県立高校における学校評議員・保護者等による学校評価の実施校割合：100% (H18年度 100%)</p>	<p>① 達成 ・100%実施</p> <p>②-1 達成 ・100%実施</p> <p>②-2 達成 ・100%実施</p>	<p>① 今後は、市町村立小中学校も含めたすべての学校で教員評価の試行を行うとともに、教員の資質向上への活用を継続していく。</p> <p>②-1 教員の授業改善に資するため、引き続き授業評価の実施を進めるとともに、評価方法の改善等による授業評価の充実を図る。</p> <p>②-2 19年末に学校教育法施行規則が改正され、学校評価ガイドラインが改訂されたことを受け、学校関係者評価や評価方法・公表等について検討する。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(3) 公募による校長の登用 社会で培われた幅広い経験や組織運営の発想を活かし、学校に社会の風を吹き込むことにより、学校教育の活力を高めるため、公募による校長登用にに向けた取組みを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者が19名あり、その中から2次にわたる選考試験を経て合格者1名を選定し、採用を内定 ・ 当該採用決定者に対し必要な研修を行い、平成20年4月より県立米沢商業高等学校に登用決定 	<p>求める校長像を明らかにした上での公募の実施、及び選考試験の実施と合格者に対する研修の実施</p>	<p>達成 ・ 高校校長として1名内定・研修実施</p>	<p>公募による校長登用の効果検証を行うとともに、今後は小中学校の校長の登用にについても取り組んでいく。</p>
<p>(4) 障がい者雇用の推進 県教育委員会における障がい者の雇用率は、法定雇用率を下回り、全国下位であるが、これを改善するため、教職員の採用において、新たに障がいのある方々の特別選考を行うとともに、障がいのある職員数の適確な把握に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度採用試験において、障がい者特別選考を実施し、1名合格 ・ 障がいのある職員に調書への記入及び管理職に面接等での把握を依頼 ・ 特別支援学校卒業者を特別支援学校の臨時職員(2名)として採用するため、20年度当初予算に措置 	<p>厚生労働省が設定した20年12月末における障がい者雇用率達成指導目標1.17%を19年12月末において達成</p>	<p>達成 ・ 平成19年12月末における障がい者雇用率：1.29% (参考) 平成18年12月末：1.14%</p>	<p>雇用率の維持・拡大に向け、なお一層の取組みを進めていくとともに、障がい者雇用の促進を関係機関にも働きかけていく。</p>

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(5)学習指導の充実等に専念できる環境づくり(ゆとり創造)</p> <p>教員がゆとりを持って学習指導や自己研鑽に取り組むことができるような環境を整えるため、モデル校等の先進的な取組みを全県に波及させるための研修会(先進事例研修会)を実施するとともに、「魅力ある教師づくり推進協議会」の提言の具現化に向けて取り組む。</p>	<p>事業実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月提言を各中学校へ配布し啓発 ・4月～モデル校での実践 ・7/4 中学校の中堅教員を対象にしたマネジメント研修会(先進事例研修会)を開催 <p>モデル校での実践事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/29 部活動のあり方検討会の開催(県中学校長会長、県中体連会長、教育事務所長) ・11/13 県中学校長会理事会での周知、協力依頼 ・1月下旬「多忙感に関するアンケート調査」 ・3月モデル校実践事例集の作成、配布 	<p>達成目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 先進事例研修会への中学校の参加率：90% ② ゆとり創造のための具体的方策の立案と実施 ③ 「教員の多忙感に関するアンケート調査」による実態把握 	<p>達成状況の点検・評価</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 達成 <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例研修会への中学校の参加率 114校が参加、参加率 92% ② 達成 <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例や研修内容を生かした業務削減がなされるよう各中学校への啓発を実施 ③ 達成 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校教員を対象とした、「教員の多忙感に関するアンケート調査」を実施 	<p>今後の対応</p> <p>外部人材の活用を図りながら、教員のゆとり創造の取組みを市町村教育委員会と連携しながら推進していく。</p>

(重点項目) 地域の自然や文化、知恵の伝承、体験を通じた、山形ならではの人の人づくり

5 地域文化の伝承と発展に向けた活動の拡充

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1) 「山形ふるさと塾」の展開</p> <p>① 子どもの社会力の育成 子どもたちの郷土に対する愛着を育み社会力の育成を図るため、市町村と連携し県内全域において、「山形ふるさと塾」を県民運動として展開する。</p> <p>② 地域コミュニティの活性化 山形ふるさと塾の活動を通して地域を再発見し、地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>③ 活動の記録・保存コンテンツの内容充実 山形ふるさと塾の活動により、掘り起こされた活動・資源を確実に記録・保存し、伝承する。</p>	<p>①・推進協議会の開催 (県、各地域) ・語り部の資質向上のための研修会の開催 ・総合的な学習の時間の利用</p> <p>②・市町村が行う伝承活動への助成 ・地域づくりに貢献した塾の顕彰</p> <p>③・山形ふるさと塾アーカイブス (ホームページ) の充実</p>	<p>山形ふるさと塾活動する団体数：200団体</p>	<p>達成</p> <p>・山形ふるさと塾活動に賛同し、活動する団体実績：200団体</p>	<p>平成20年度以降は、地域の文化伝承活動に参加する子どもたちによるフェスティバルの開催や様々な広報活動を行い、県民へのさらなる周知とともに、登録団体間の連携強化を図っていく。</p>

(重点項目) 自然と環境と親和する山形文化の発信・貢献
 6 山形が育んだ環境と親和する山形文化の発信・貢献

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1) 世界遺産登録に向けた取組み</p> <p>① 世界遺産登録を長期的な目標に、山形が育んだ環境と親和する山形文化を理解、体験、発信し、シンポジウム開催や中核となる民間団体を育成するなど、県民・民間・行政が一体となった県民運動を推進する。</p> <p>② 世界遺産候補資産について、学術的・専門的な観点からの資産価値の分析・証明を行う。</p>	<p>①・周知パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産育成推進委員会開催 ・世界遺産シンポジウム開催 ・美しい山形最上川フオーラム講演 ・県立博物館世界遺産講座開催 ・世界遺産学術公開講座開催等 <p>②・世界遺産育成学術研究会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究委員現地視察、検討会 ・文化庁調査官現地調査 ・「最上川文化研究会」開催 ・文化庁に世界遺産提案資料提出 ・最上川の重要な文化的景観調査、検討委員会開催等 	<p>世界遺産暫定リストへの追加記載</p>	<p>未達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への申請手続きは完了したが、国の暫定リスト掲載の可否決定の時期が平成20年の秋口となった。 	<p>県民・民間・行政等が一体となった全県的な県民運動の推進を図るとともに、最上川の資産価値についての更なる調査・分析・研究や、国内外への情報の発信などに積極的に取り組んでいく。</p>

(重点項目) 子どもを産み育てやすい環境づくり

7 結婚から出産、育児に至るプロセスにおける支援基盤の整備

事業計画	事業実施状況	達成目標	達成状況の点検・評価	今後の対応
<p>(1) 私立幼稚園に対する支援</p> <p>① 人件費等経常的な経費や、幼稚園が取り組む「預かり保育」・「施設等の地域開放」などの子育て支援事業に対する助成を行う。</p> <p>② 子育て支援事業に対するニーズ調査の結果を踏まえ、助成制度の見直しに向けた検討を行う。</p> <p>③ 県健康福祉部と連携しながら、認定子ども園への移行促進に向けた啓発を行う。</p>	<p>① 経常的経費に対する補助金支払い</p> <p>② 制度の見直しが必要か否かを含めた関係団体との事業打合せ</p> <p>③ 認定子ども園への移行を模索している園と打合せ、啓発</p>	<p>地域開放の実施率：61%</p>	<p>達成</p> <p>・地域開放の実施率：61% (87園中53園) [参考] 平成18年度実施率：59%</p>	<p>今後も実施園の増加とともに、地域の子育て支援、相談機能の充実を図っていく。</p>
<p>(2) 私立高等学校等に対する支援</p> <p>① 私立高等学校の人件費など経常的な経費等に対する助成する。</p> <p>② 経済的理由等により修学が困難な世帯に属する者の授業料負担を軽減した私立高等学校に対する助成を行う。</p> <p>③ 再構築を図った助成制度の検証を行う。</p>	<p>① 経常的経費に対する補助金支払い</p> <p>② 関係団体への説明、チラシの配布等による制度周知活動</p> <p>③ 関係団体との事業打合せ</p> <p>授業料軽減補助金については、19年度の制度を検証するとともに、課税状況調査を基に、次年度積算に反映</p>	<p>経済的理由による退学者数対前年減少</p>	<p>未達成</p> <p>・平成19年度18人 (参考)</p> <p>平成18年度16人</p> <p>平成17年度16人</p>	<p>平成20年度は、授業料軽減補助対象となる世帯を拡充するとともに、補助単価の引上げを行うこととしており、これにより、経済的理由による退学者数の減少を図っていく。</p>

